

平 戸 市 監 査 公 表 第 66 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 23 年 10 月 7 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 山 本 芳 久

第 1 監査の対象

田平支所市民協働課及び産業建設課

第 2 監査の期間

平成 23 年 8 月 23 日から 8 月 24 日まで

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 22 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

収入事務が適法・適正に行われているか。

収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(3) 支出に関すること

違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。

予算目的に反する支出はないか。

特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

契約の方法及び内容は適正か。

(4) 庶務関係事務

公印の管理状況

備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

文書の処理、整理保存状況

(5) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

(6) 建設工事関係

工事請負関係事務は適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成 22 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】（市民協働課及び産業建設課）

財務規則第 44 条第 2 項に基づく収納簿が整理されていない。

【指摘事項】（産業建設課）

長期にわたる住宅使用料の滞納者が数名いる。引き続き未収金対策に万全を期されたい。

第6 むすび

今回の監査は、前回の定期監査（平成 19 年度）の指摘事項についても、併せて審査を実施し、その結果良好に処理されていると認めた。

本支所は、田平地区住民の窓口であり本庁との連携を密にし、今後ともに住民に親しみのある職場環境づくりに努められたい。

< 参考 > 指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	-

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。